

2019年1月4日 全9頁

2019年以降の制度改革予定（企業法務編）

金融調査部
主任研究員 横山 淳
主任研究員 金本 悠希
研究員 小林 章子

[要約]

- 2019年も様々な制度改革が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。
- 1月に自筆証書遺言の方式緩和（民法（相続法）改正）、6月に改正消費者契約法、7月に預貯金の仮払い制度、特別寄与料制度等（民法（相続法）改正）が施行される。また7月16日（約定分）から、株式のT+2決済が実施される。
- 国会提出が見込まれている法案としては、役員報酬や株主総会資料の電子化など企業統治に関わる会社法改正法案、仮想通貨に関わる資金決済法・金融商品取引法改正法案、FinTechなどに対応する業務範囲規制に関する銀行法改正法案、独占禁止法改正（課徴金制度の見直し）法案、民事執行法等の改正法案などが挙げられる。
- 法制審議会では、公益信託法改正に向けた検討や、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に向けた検討も進められている。
- その他、金融審議会（金融制度スタディ・グループ）において、機能別・横断的な金融規制に向けた銀行法・資金決済法などの見直しが検討されている。

はじめに

2019年も様々な制度改革が予定されている。

本稿では、そのうち企業法務に関連する民法、会社法、金融商品取引法、独占禁止法、消費者契約法、取引所規則などをめぐる主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

なお、内容や実施時期などについては、予定ベース、予想ベースのものが含まれていることを、あらかじめお断りしておく。

1. 2019年以降の制度改正（企業法務関連）

2019年以降に予定／予想される主な制度改正のうち、企業法務に関連する事項を年表形式でまとめたものが次の図表である。

図表 主な制度改正の見通し（企業法務関連）

時期	事項	
	施行、適用	改正の動き
2019年		
1月13日	改正民法（相続法）一部施行<自筆証書遺言の方式緩和>	
1月～6月？		仮想通貨、ICOなどに関する資金決済法、金融商品取引法の改正法案 国会提出（予定） 銀行法等（FinTechなどに対応する業務範囲規制）改正法案 国会提出？ 独占禁止法改正（課徴金制度の見直し）法案 国会提出（予定） 債務者財産の開示制度などに関する民事執行法等の改正法案 国会提出（予定）
2月		（法務省）会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱とりまとめ（予定） （法務省）公益信託法の見直しに関する要綱とりまとめ（予定）
2月～6月？		会社法（企業統治等関係）改正法案 国会提出（予定）
4月1日	改正商法・国際海上物品運送法施行 国際裁判管轄に関する改正人事訴訟法等 施行	
6月？		地銀等に関する独禁法の企業結合規制の見直し（成長戦略への盛り込み）（予定）
6月1日	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 施行	
6月15日	改正消費者契約法 施行	
7月1日	改正民法（相続法）原則施行<預貯金の仮払い制度、特別寄与料制度等>	
7月16日	（東証）株式のT+2決済 実施	

2020 年		
1 月～6 月?		銀行法、資金決済法等（機能別・横断的な金融規制）改政法案 国会提出？ 所有者不明土地問題に関する民事基本法制の見直し（相続登記の義務化、登記簿と戸籍等の連携、所有権放棄制度、財産管理制度等）（予定）
4 月 1 日	改正民法（債権法）施行 改正民法（相続法）一部施行<配偶者の居住権> 本人確認方法の厳格化に関する改正 犯収法施行規則 施行	
7 月 10 日	改正民法（相続法）一部施行<自筆証書遺言の保管制度の創設>	
12 月 31 日	EU ベンチマーク規制 移行期限	
2022 年		
4 月 1 日	改正民法（成年年齢）施行	

【凡例】

（予定）・・・実施・とりまとめなどの「予定」について、公表、発言、報道などがあるもの

？・・・公表、発言、報道などの「予定」を踏まえた場合に想定される事項、時期

太字・・・「2. 事項解説」で取り上げている項目

○月～・・・○月以降

～○月・・・○月まで

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

2. 事項解説

(1) 民法（相続法）

2018 年 7 月に成立した民法の相続関係（相続法）の改政法においては、約 40 年ぶりの大幅な見直しが行われた。例えば、次のような見直しが行われている。

- ①配偶者の居住権の創設：相続開始時に被相続人の所有建物に住んでいた配偶者は、相続開始から 6 ヶ月間（配偶者短期居住権）または生存中（配偶者居住権）、その建物に無償で住み続けることができる。
- ②配偶者保護のための方策：20 年以上婚姻している夫婦の一方が他方に対して居住用不動産を遺贈・贈与した場合、その不動産は原則として遺産分割の際に計算の対象外になる（特別受益の持戻し免除の意思表示が推定される）。
- ③預貯金の仮払い制度の創設：共同相続された預貯金について、遺産分割前でも、各相続人は一定金額まで（口座の預貯金額×法定相続分の 3 分の 1、かつ金融機関ごとに 150 万円まで）、金融機関の窓口で払い戻しを受けられる。その他、遺産分割調停・審判において仮払いを求めることもできる。

- ④自筆証書遺言の方式緩和・保管制度の創設：自筆証書遺言の方式（全文の自書が必要）を緩和し、別紙として添付する場合に限り、「財産目録」の自筆を不要とする（パソコンで作成した書面や、登記事項証明書などの添付が可能）。また、自筆証書遺言の原本について、法務局に保管委託できる制度が創設される。
- ⑤特別寄与料制度の創設：被相続人の相続人でない親族が、療養看護などの労務提供により、被相続人の財産の維持増加に貢献した場合には、相続人に対して金銭（特別寄与料）を請求できる。

この改正法は、原則として2019年7月1日に施行される（上記②、③、⑤など）。ただし、2019年1月13日に施行されるもの（上記④のうち方式緩和）、2020年4月1日に施行されるもの（上記①）、2020年7月10日に施行されるもの（上記④のうち保管制度）がある。

なお、改正に伴う税制上の扱いについては、平成31年度税制改正で措置される予定である。

（主な関連レポート等）

小林章子「相続法改正の概要【施行日決定版】」（2018年12月13日大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181213_020515.html

小林章子「『配偶者居住権』の創設で何が起こるのか」（2018年4月16日大和総研コラム）

https://www.dir.co.jp/report/column/20180416_010029.html

小林章子「相続登記をめぐる議論」（2018年7月18日大和総研コラム）

https://www.dir.co.jp/report/column/20180718_010080.html

(2) 民法（債権法）

2017年5月に成立した民法の債権関係（債権法）の改正法においては、債権（特定の者に対して特定の行為をすることを求める権利）に関する定めの見直しが行われている。

特に重要な見直しとしては、例えば、次の事項が挙げられる。

- ①消滅時効の期間が民事・商事とも原則5年となったこと
- ②法定利率が現行の民事年5%（商事年6%）から民事・商事とも変動制（当初年3%）となったこと
- ③定型取引に利用される「定型約款」の契約への組入れや変更についての規定が新設されたこと
- ④事業性資金の個人保証には公正証書の作成が義務付けられ、事業性債務の個人根保証には極度額の定めが必要となるなど、個人保証人の保護が強化されたこと
- ⑤譲渡禁止（制限）特約付きの債権も原則譲渡が可能になったこと（預貯金を除く）
- ⑥債務者に帰責事由がない場合でも原則として債務不履行に基づいて契約が解除できること
- ⑦売買契約および請負契約の「瑕疵担保責任」が「契約不適合責任」として再構成され、報酬減額請求が可能になり、責任追及ができる期間が見直されたこと

この改正法は、原則として2020年4月1日に施行される。企業には、それまでに、改正民法が適用される契約についてチェックすることが求められるといえよう。

(主な関連レポート等)

小林章子「民法（債権法）改正の重要ポイント」（2017年6月29日大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20170629_012103.html

小林章子「民法（債権法）改正で実務はどう変わる？① ～お金の貸し借りにまつわる場面」（2017年9月29日大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20170929_012337.html

小林章子「民法（債権法）改正で実務はどう変わる？② ～請負・委任にまつわる場面」（2017年11月29日大和総研レポート）

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20171129_012505.html

(3) 民法（成年年齢の引き下げ）

2018年6月に成立した民法の成年年齢に関する改正法においては、成年年齢（成人年齢）を現行の「20歳」から引き下げて「18歳」とする等の見直しが行われる。

この民法上の成年年齢の引き下げにより、契約ができる年齢（契約年齢）が18歳以上となるほか、親権に服する年齢（現行：20歳未満）も引き下げられ、18歳未満となる。また婚姻できる年齢（現行：男子18歳以上・女子16歳以上）についても見直され、男女ともに「18歳以上」に統一された。他方で、養親になれる年齢（現行：20歳以上・普通養子縁組の場合）は引き下げられず、「20歳以上」が維持された。

また、民法以外の法令で、成年年齢が20歳であることを前提に「20歳以上（未満）」と定めているものについては、18歳に引き下げられるもの（国籍法）と、現行の年齢を維持するもの（飲酒・喫煙・公営ギャンブルの禁止）に分かれている。

この改正法は、原則として2022年4月1日に施行され、同時点で18歳未満の者は、18歳に達したときに成人となる。なお、施行日時時点で18歳以上20歳未満の者は、2022年4月1日に成人したことにされる。

税制上の年齢要件については、与党の平成31年度税制改正大綱に盛り込まれている。各種NISA制度の口座開設ができる年齢については、2023年1月1日以後に開設される口座から、一般NISA・つみたてNISAは現行の20歳以上から18歳以上に、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満にそれぞれ引き下げられる。

また、非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度（いわゆる事業承継税制）および相続時精算課税制度の受贈者や、相続税の未成年者控除の年齢要件等について、2022年4月1日以後の相続等から、現行の20歳以上（未満）から18歳以上（未満）に引き下げられることとされた。

なお、少年法上の少年年齢（現行：20歳未満）については、法制審議会の少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において、18歳未満への引き下げが議論されている。

(主な関連レポート等)

小林章子「成人年齢はなぜ『20歳』なのか」(2017年10月16日大和総研コラム)

https://www.dir.co.jp/report/column/20171016_012366.html

小林章子「成人年齢の引き下げと年金制度」(2018年1月15日大和総研コラム)

https://www.dir.co.jp/report/column/20180115_012650.html

田村統久・小林章子「民法改正(成人年齢引き下げ)の概要」(2018年7月11日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20180711_020198.html

(4) 消費者契約法

2018年6月に成立した消費者契約法の改正法では、消費者保護をさらに強化するものとして、下記などの見直しが行われた。2019年6月15日から施行される。

- ①消費者の不安を煽って結ばれる契約や、一定の人間関係を濫用して結ばれた契約（いわゆるデート商法など）などを、取り消しうる契約の類型に追加
- ②加齢や認知症等による判断力の低下を利用して結ばれた契約を、取り消しうる契約の類型に追加
- ③消費者にとって不利益な情報を告げずに結ばれた契約について、事業者に故意（知っていたこと）がなかったとしても、重過失が認められれば取り消しうること（要件の緩和）
- ④契約条項のうち、消費者が成年被後見人になったことを理由とする解除条項や、事業者が責任を負うかどうかについて事業者自身が一方的に決められる条項などが無効となること
- ⑤契約条項の作成や勧誘の際の消費者への情報提供について、事業者の努力義務を明示

(5) 独占禁止法

1) 課徴金制度の見直し

独占禁止法について、公正取引委員会において、主に課徴金制度の見直しが検討されている。

独占禁止法に基づく課徴金制度については、算定方法の硬直性、当局の調査に協力するインセンティブが不十分などといった問題点が指摘されていた。これを受け、2017年4月には「独占禁止法研究会報告書」がとりまとめられ、意見募集が実施された。具体的な改正項目としては、例えば、次のものが検討されている。

- ①課徴金の算定基礎となる売上額の見直し（国際市場分割カルテル等のような売上額がない場合の算定基礎、課徴金の算定基礎となる売上額の算定期間の見直しなど）
- ②課徴金減免制度の拡充（減免適用事業者数の限定（最大5社）の撤廃、提出する証拠の価値等に応じた減算率など）
- ③調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の新設
- ④検査妨害罪の罰則強化

これを受けて、当初、2018年通常国会への改正法案提出が予定されていたが、最終的に見送られた経緯がある。改めて2019年通常国会での改正法案提出に向けて調整が進められていると報じられている。

2) 企業結合規制の見直し

未来投資会議等は、2018年11月26日に「経済政策の方向性に関する中間整理」¹を公表し、政府に対して、地方銀行・乗合バス等の「地方基盤企業」の経営統合などに対する競争政策上の制度創設・ルールの整備について検討することを求めている。

この検討結果は、2019年夏に決定される成長戦略に盛り込まれる予定である。検討次第では、独占禁止法の改正かガイドラインの見直しが必要になると予想される。

(主な関連レポート等)

金本悠希「独占禁止法の企業結合規制等の議論」(2018年12月26日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181226_020555.html

(6) 会社法（企業統治等関係）

会社法改正に向けた議論が、法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会で進められている。具体的な論点としては、例えば、次のものが取り上げられている。

- ①株主の個別の承諾がなくても会社が株主総会資料を電子提供できる仕組み（電子提供措置）
- ②株主提案権の濫用的な行使を制限するための措置（提案することができる議案数の制限、内容による提案の制限）
- ③取締役の報酬等の内容に係る決定方針の策定
- ④株式報酬等を付与する場合の手続のあり方
- ⑤D&O保険、会社補償に関する明文の規定の整備
- ⑥社債管理者不設置債を対象とする新たな社債管理制度（社債管理補助者）
- ⑦社外取締役を置くことの義務付け
- ⑧自社株式等を対価とするTOB

なお、当初、検討されていた、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定の代表取締役への再一任することの制限は、見送られる可能性が高いようだ。もっとも、代表取締役への再一任は、利益相反上の問題を生じやすく、ある種の「暴走」を招きやすいことは昨今の事例が示す

¹ 日本経済再生本部のウェブサイト (<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/index.html#chukanseiri>) に掲載されている。

ところであろう。会社法改正法案の国会提出・国会審議などに向けて、論議を呼びそうだ。

今後、順調に進めば、2019年2月にも要綱がとりまとめられ、2019年通常国会に改正法案が提出される見通しである。

(主な関連レポート等)

横山淳「会社法改正に向けた議論の動向① 株主総会関係」(2018年10月10日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181010_020361.html

横山淳「会社法改正に向けた議論の動向② 取締役報酬、社債管理、株式交付など」(2018年10月11日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181011_020365.html

横山淳「取締役報酬を巡る会社法制見直しの議論」(2018年11月22日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181122_020467.html

横山淳「役員報酬決定の再一任制限は見送り？」(2018年12月17日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20181217_020525.html

(7) FinTech、仮想通貨などを踏まえた金融法制の見直し

近年のITの進展などに伴い、金融サービスのアンバンドリング、金融・非金融を組み合わせたリバンドリング、異業種からの金融サービス参入などの動きがある。こうした新しい動きに対して、既存の金融法制の枠組みでは十分に対応できない危険性があることから、従来の銀行、証券、保険などといった業態別の金融規制を改め、同一の機能・リスクには、同一の規制を課すという考え方にに基づき、機能別・横断的な金融規制を目指す議論が、金融庁の金融審議会「金融制度スタディ・グループ」(以下、金融制度SG)において進められている。2018年6月には、「中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」(「中間整理」)がとりまとめられている²。

金融制度SGでは、こうした機能別・横断的な金融規制のグランドデザインと関連して、例えば、金融機関と一般事業会社・FinTech企業との間の情報の利活用のあり方、異業種からの金融業務参入、イコールフットィングなどを踏まえた既存の金融機関(銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等)の業務範囲のあり方、いわゆるプラットフォーム規制のあり方なども検討対象とされている。

金融制度SGでの議論を踏まえた銀行法など金融規制の改正は、基本的には2020年になるものと思われる。ただし、既存の金融機関の業務範囲の見直しについては、先行して2019年に法改正を行うことも検討されている模様だ。

加えて、金融庁は、2018年1月、9月に発生した仮想通貨の外部流出事案などを受けて、仮想通貨、仮想通貨交換業者や、それに関連する諸問題(仮想通貨デリバティブ取引、ICOなど)への対応を検討している。「仮想通貨交換業等に関する研究会」における議論を踏まえ、2019年通常国会にも、所要の法改正が見込まれる。

² 金融庁のウェブサイト (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180619.html) に掲載されている。

(主な関連レポート等)

横山淳「ITの進展、金融サービスのアンバンドリングなどに対応した機能別・横断的な金融規制の『中間整理』」
(2018年6月20日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20180620_020161.html

横山淳「仮想通貨規制の見直しの方向性(概要編)」(2018年12月25日大和総研レポート)

https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20181225_020543.html